

明治期における酒醸造業者と農工銀行に関する資料 ： 山口県都濃郡太華村『村井家文書』目録・抄録

三浦, 壮
九州大学附属図書館付設記録資料館産業経済資料部門 : 助教

<https://doi.org/10.15017/10156>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 23, pp.137-163, 2008-03-28. 九州大学附属図書館
付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【資料紹介】 明治期における酒醸造業者と農工銀行に関する資料

—— 山口県都濃郡太華村 『村井家文書』 目録・抄録 ——

三 浦 壮

九州大学記録資料館産業経済資料部門が所蔵する『村井家文書』を紹介する。

同資料は山口県都濃郡太華村榑ヶ浜（現周南市）で酒造業を営んだ村井家に伝わる文書であり、二〇〇四年に記録資料館へ寄贈された。窓口は河村輝樹氏（現読売新聞社記者）である。その後、伊藤昭弘氏（現佐賀大学講師）によって整理に手がつけられ、同氏の専門である塩業関係の資料を中心として成果の一部が発表された¹⁾。整理作業は二〇〇六年末より筆者が引き継ぐこととなり、ここに中間報告を「資料紹介」というかたちでお届けする次第である。

村井家の実態は不明な部分が多く、塩田経営も同家の幹とはいえない。そこで資料紹介のセクションを三つに分けることにする。第一に目録を提示し、第二に明治期における村井家の家経営を検討し、第三に村井家が関わった会社企業でもっとも資料の状況が良好な防長農工銀行の資料を紹介することにしたい。この作業を通して村井家の実態に多少なりともせまることができると同時に、副次的ではあるが、政治史とくちらべて

研究が遅れている山口県経済史の一端について解明がなされることとなる。

村井家文書目録は A…酒造業、B…塩田経営、C…その他産業、D…店宛書簡、E…個人宛書簡、F…その他書類に分類し整理をおこなった。このうち書簡をのぞく A、B、C、F を整理が進んだ部分に限定して提示する（仮目録）。

村井家文書の魅力は酒造業関係をはじめとする一次資料はいうまでもなく、山口県内における産業資料の保存状況をみた場合、二次資料においても同文書にあたらなければアクセスできない資料が豊富に含まれるという点にある。具体的には防長農工銀行、防長精米会社、共栄汽船（共栄社）、山口県是製糸、記念肥料などに関わる資料（親番号 C 在中）である。このうち一部は保存状況がきわめてよいものであり、いずれも『営業報告書集成』（雄松堂）には収録されていない。株主表が添付されている資料もある。戦前期の企業経営は設立・運営ともに株主の権限と役割が大きな意味を持っていたため、貴重な資料群といえる。これらを

駆使すれば山口県の企業史研究は大きな進展をみせることであろう。一部は後に紹介することにした。

経済以外の分野に関する資料も充実している。県内の名士が集まる団体である「防長倶楽部」、「防長教育会」に関する資料（F二六、F五七）は、明治期における山口県の人的ネットワークを解明する上で重要な情報を提供してくれるものである。村井家が氏子代表を務めた遠石八幡宮に関わる資料（F二九、三五）も厚くまとまった一次資料群であり、明治期における神社経営の実態に肉薄することができると同時に、県内における村落社会の運営・存在形態も明らかにすることが可能である。このほか村井家文書に含まれる調査資料、書類なども加えれば、山口県の地域社会史研究は大幅に前進すると考えられる。

つぎに村井家の家経営に関してみていこう。

村井家の家業は近世期より続く酒醸造業であり、松ノ友、若緑、飛梅、梅ノ香などの清酒を製造した。このうち松ノ友は「淡泊ニシテ芳香ヲ含ミ、丹釀ニ優レルモ劣ラサルノ高評」（C一・六）を受けるなど、村井酒造場の花形商品として広く親しまれた。酒造業関係の文書は年度が連続していないものもあるが、明治期から昭和期にかけての酒製造帳簿や売上台帳、金銭出納帳（親番号A在中）などが残っており、県内の主要産業の一角である酒醸造業の解明に欠かせない資料群となっている。

明治中期（三十一年）における山口県の酒造業を数量的に確認しよう（表1）。まず県内には総計で五七六の醸造場があり、造石高は一三万二九四三石である。多数の酒造場が各地に広く分散して所在したといえるであろう。このうち村井家が位置する都濃郡は県内で最も酒類醸造が高い地域であり、一万七四四六石一斗の酒を製造している。醸造場数は

表1 明治中期における山口県の酒類醸造石数（郡別）

（単位：石）

	醸造石数				醸造場数	醸造場あたり醸造石数
	清酒	焼酎	その他	合計		
大島郡	6,464.0	369.9	76.6	6,910.5	38	181.9
玖珂郡	16,276.4	359.5	222.0	16,858.1	55	306.5
熊毛郡	11,094.3	137.2	-	11,231.5	54	208.0
都濃郡	17,191.3	237.1	17.6	17,446.1	65	268.4
佐波郡	11,140.4	300.1	29.0	11,469.5	53	216.4
吉敷郡	9,734.3	260.9	9.9	10,005.1	44	227.4
厚狭郡	15,065.4	279.0	9.3	15,353.7	54	284.3
豊浦郡	15,722.0	184.1	137.4	16,043.5	75	213.9
美祢郡	5,812.7	76.9	-	5,889.6	30	196.3
大津郡	6,392.0	28.1	19.3	6,439.4	35	184.0
阿武郡	13,615.2	239.2	108.4	13,962.8	70	199.5
赤間関	1,306.8	26.8	-	1,333.6	3	444.5
総計	129,814.9	2,498.8	629.6	132,943.4	576	230.8

出所：山口県知事官房編『山口県治一斑』（1899）。

注1）数値は明治31年期的なもの。

注2）その他は濁酒、白酒、味淋。

六五、平均規模は二六八石四斗で、これも県内全体では高い値であり、有力な酒造地帯であった。この時期、村井酒造場の造石高は六六九石二斗である（F一六・一八）。平均の二二三倍程度の規模と、都濃郡全体では三・八％程度のシェアを占めたといえるであろう。村井家文書には酒造経営にかかわるもののほか、都濃郡酒造組合に関する資料も存在する（A六一〜六三、八五、八六）。この組合に村井家は有力者のひとりとして参画し、同郡の酒造家のなかで一定の影響を持っていたものと推定される。資料一は明治中期における村井家の所得証明書である（F一六・一一）。これによれば明治二十八年、村井家の総所得は一六四六円四四銭四厘に

のぼるものである。内訳をみると、田畑貸付ノ所得一〇一二円三〇銭五厘、酒造場一ヶ所所得四八四円一三銭九厘、公債証書利子一五円、関連会社利益三五円、貸付金利子一〇〇円となっており、酒造業の所得は小作料収入の半分程度である。酒造場経営は収入こそ巨額であるが、造石税、免許料、仕込米料など、応分の経費を必要としたためである。これは一定の土地を保有する醸造家の場合、工業から得られる収入は無視できないとしても、家経営の基礎を土地収入に置いていた可能性を示唆するものである。当時の村井家はこれに該当する。従来いわれてきた「酒造家」としての村井家というよりは、「地主」としての村井家というイメージが強く浮かび上がってくるのではないだろうか。

そこで明治中期における山口県の農業（田地規模）と大地主に関する数値を簡単に検討し、村井家を取り囲む状況を確認することにした（表2）。これによれば、村井家が位置する都濃郡は六八八五町歩の田地が存在しているが、県内の諸郡部からすれば抜きん出た規模ではない。また反あたりの地価額をみると下から二番目の低い評価であり、肥沃な土地とはいえない数値である。ところが、所有地価額一万円以上の地主の数は一〇名も在住し、一人あたりの保有地価額も県内でもっとも高い値であり、質・量ともに山口県を代表する大地主地帯である。一単位あたりの地価額が低位であることも勘案すれば、いつそう広大な土地を所有していると考えねばならない。その他の地域で比較的多くの大地主が存在するのは吉敷郡であるが、反あたりの地価額は都濃郡より五割以上も高い評価であり好対照である。すなわち、村井家が所在した都濃郡は肥沃な土地とはいえないなかで、大地主という枠でみれば、地主への土地集積は相対的に高い地域であったといえるのである。

表2 明治中期における山口県の田地規模と地価一万元以上大地主数（郡別）

（単位：町、円、人）

	田地規模			地価一万元以上地主		
	町数	地価	反あたり地価	人数	地価	平均価格
大島郡	2,134.05	512,254	24.00	-	-	-
玖珂郡	9,955.07	2,172,984	21.83	5	86,793	17,359
熊毛郡	6,244.50	1,652,498	26.46	6	73,277	12,213
都濃郡	6,885.01	1,523,658	22.13	10	184,506	18,451
佐波郡	6,406.91	1,897,378	29.61	5	63,927	12,785
吉敷郡	9,572.10	3,209,882	33.53	8	142,281	17,785
厚狭郡	8,308.41	2,505,737	30.16	7	100,331	14,333
豊浦郡	11,145.00	2,521,627	22.63	-	-	-
美祢郡	5,042.14	1,268,608	25.16	2	26,210	13,105
大津郡	4,740.14	1,128,666	23.81	4	70,663	17,666
阿武郡	8,584.42	1,980,724	23.07	7	95,935	13,705
赤間関	57.86	13,773	23.80	-	-	-
総計	79,075.65	20,387,791	25.78	54	843,923	15,628

出所：山口県知事官房編『山口県治一斑』（1899）、鈴木喜八編（1898）『日本全国商工人名録』（渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧 [山口編]』所収）。

- 注1) 田地規模は明治32年末の数値。
 注2) 地価一万元以上地主は明治31年9月の数値。
 注3) 地主のデータは市部が欠落。
 注4) 地価の単位は円。

このような中で資料一の所得明細書によれば、村井家の所有した小作地は、大きいものから、太華村、久米村、末武村、富田村、久保村、徳山村と、特定の地域に偏ることなく都濃郡の東西にわたって存在し、総面積はおよそ一六町九反にのぼるものであった。自作地の記載はみられない。「都濃郡櫛ヶ浜村地主総代」との記載がある資料（F三六）もあり、地域の代表的な地主であったこともうかがわせる。なお、昭和十七年の地主調査によれば村井家の所有田畑は九町九反七畝となっている³⁾。

昭和期までの間にいくつかの土地は手放したか、宅地など別の用途に振り替えたものと推定される。

最後に、明治期における村井家の酒造石高、小作米石高と所得構造の推移を判明する範囲でみてみることにしよう（表3）。

まず酒造石高をみると、明治二十年は約一四〇石であるが、年を経るにつれて増加の趨勢にあり、明治三十二年にはほぼ六七〇石と五倍近い規模にまで拡大している。一方で小作米石高は横ばい・漸減の傾向にあり、拡大しているとはいえない。このような意味では、土地経営よりは酒造場経営の方が村井家にとつて実質生産量の拡大の余地がある部門であつたといえるであろう。ところが所得構造は明治三十一年を除き一貫して酒造場所得を土地収入が上回り、村井家の根幹を支えている。米の評価額が上昇しているためである。一石あたりの評価額は明治二十二年が四円四七銭であるのに対し、同三十二年には一〇円と二倍以上の差がみられる（F一六・四、一八）。このようなこともあり、小作地経営は村井家へ安定かつ多額の収入を継続的にもたらしたのである。ただし酒造石高の上昇もあつて、明治三十一年以降は両者の差が詰まりゆく傾向がみられるため、村井家が所得構造上も「酒造家」として確立するのは時間の問題であるようにも見受けられる。なお、明治二十七年の小作米石高は大きく六〇石を超える落ち込みをみせているが、酒造石高もこれと比例して大幅に減少している。自らの小作米を酒造米として用いていたことを示唆するのではないだろうか。

その他の所得としては公債証書の利息があり、村井家文書にも関係資料がみられる（F一九、二〇・一〜一〇ほか）。貸金利息をみると、明治二十九年の一六〇円は「貸付金貳千円二対スル利子」（F一六・一二）

とされており、利息は八分である。貸付先は明らかでないが、村井家が多額の元金にもとづく貸金業を営んでいたことを示すものである。会社配当は、明治二十六年は防長精米会社（三一円五〇銭）、山陽鉄道（一八円八〇銭）、共栄社（一円五〇銭）の三社によるものである（F一六・九）。翌年以降は防長精米会社の株式配当のみとなっており、その他の株式は手放したものとされる。この防長精米会社は銀行類似会社であり、金融業の経営には継続的に関与したことを示している。資料によれば村井家はそのほかに、後に紹介す

表3 明治期における村井家の所得構造

(単位：円、石)

	公債証書 利息	貸金利息	会社配当	預金利子	田地宅地 貸付所得	家屋貸付 所得	酒造場 所得	総計	酒造石数	小作米 石数
明治20	41	109			864		238	1,252	139.345	194.2
21	41	109			768		395	1,312	221.936	194.2
22	41	70			760		496	1,367	359.454	210.0
23	41	70			976	51	492	1,630		
24	41	70			1,022	51	466	1,650	425.225	210.0
25	41	70			925	51	460	1,547	417.745	147.0
26	41	70	51		937	51	456	1,605	456.898	193.2
27	15	120	35		664		298	1,132	321.120	130.1
28	15	100	35		1,012		484	1,646	509.620	180.3
29	50	132	35	28	1,065		690	2,017	621.573	174.2
30	50	100	35	40	1,207		574	2,007	624.219	
31	50	150	35		730		837	1,801		161.3
32		50			1,074		803	1,926	669.272	

出所：村井家文書 F 16 - 1 ~ 16 - 18。

注1) 総計と内訳の数値が合致しない箇所があるが原典のままとした。

注2) 明治27 - 29、31年の米収穫高は反当り収穫数・所有田地から算出。

防長農工銀行、下松銀行などにも少なくない株式の出資を行っていることが確認される。これらを総合すれば、山口県内の金融機関の設立に地主的蓄積と在来工業が果たした機能、特に前者の役割はきわめて重要であったといわねばならない。

つぎに資料二を紹介したい。株式会社防長農工銀行の創立に関わる資料を一括して収録したものである。「防長農工銀行書類一括」(C三二五)に在中する。同資料には貸出規則、利益処分案、貸付金都別内訳表、営業報告書(一〇七、九〇二期)、各種覚書などがまとまって綴られており、現在のところ村井家文書にしか所在が確認できない。『防長農工銀行十年誌』(C三二七)という非売品の社史も同文書には含まれるが、これも全国各図書館には配架されておらず、貴重なものである。このように纏まって資料があるのは、村井家が防長農工銀行の上位株主であり、創立期より監査役として役員に就任しているからである。

以下、明治中期における県内の会社企業の状態を検討して同行の位置を確定するとともに、若干の解説を行うことにしたい。

防長農工銀行が設立された時期(明治三十二年末)における山口県の会社企業は、現在確認できる範囲では総計八五社、払込資本金三六七万二二九一円である。このうち銀行業は二社(二四・七%)、一八一万五五〇円(四九・四%)であり、主流を形成した。表4はその上位二〇社(払込資本金)である。資本金第一位は小野田セメントであり、その他に製造業では日本舎密製造があり、厚狭郡に近代的製造業が集中していたことを示しているが、二一社中一四社が銀行であり、地域的にも県内各地に広く所在が確認される。防長農工銀行は払込資本金三〇万円と三位につけており、この二年後には全額払込の六〇万円となって百十

銀行と並ぶ規模となる。

創立期の資料を簡単にみておくことにしよう(適宜読点を付した)。
資料は定款、事務報告、創業費、株主一覽表、株式申込明細表の五点から構成される。定款によれば、防長農工銀行の設立は明治二十九年の農工銀行法に基づくものである。営業区域は山口県内に限定され、本店は吉敷郡山口町である。営業目的は「農業工業ノ改良発達ノ為、資本ヲ貸付」るものであった。定款には具体的な貸付条件、農工債権の発行に関する手続きなども規定されている。参照されたい。

創立から営業開始にいたる経緯については事務報告を追ってみていくのが分かりやすい。報告によれば、明治三十年十月に農工銀行設立委員の任定が行われ、資本金四〇万円と定められたのち、創業費予算がたてられ、常務委員五名が互選で選ばれている。十一月に農工銀行補助法に

表4 明治32年末における払込資本金上位20社
(単位：千円)

順位	会社名	所在地	資本金
1	小野田セメント	厚狭郡	760
2	百十銀行	赤間関市	600
3	防長農工銀行	吉敷郡	300
4	日本舎密製造	厚狭郡	288
5	馬関商業銀行	赤間関市	216
6	華浦銀行	佐波郡	110
7	義濟堂	玖珂郡	100
8	周防銀行	玖珂郡	75
8	萩銀行	阿武郡	75
8	日本遠洋漁業	大津郡	75
11	関門汽船	赤間関市	66
12	馬関煙草	赤間関市	51
13	福松銀行	玖珂郡	50
13	周陽銀行	都濃郡	50
15	馬関電燈	赤間関市	48
16	豊浦貸金	豊浦郡	40
17	道源銀行	都濃郡	35
17	下松銀行	都濃郡	35
19	平生銀行	熊毛郡	33
19	宮市銀行	佐波郡	33
19	船城銀行	厚狭郡	33

出所：山口県知事官房編『山口県治一斑』(1899、1900)。
注) 端数は四捨五入。

より山口県の引受株数が決定され、十二月七日付で大蔵省より設立の認可が下りた。その後、明治三十一年三月に資本金を六〇万円（総株数三万株）に増額変更することとなった。株式募集の結果、申込株が募集株式の三倍近くに達する「好況ヲ呈シ」たためである。これを受けて山口県の出資株数は九七一・九株（三二・四％）へ変更となった。定款によれば創業後五年間は山口県の持株に対する配当金は「悉皆他ノ株式ニ対スル配当金ニ加へ」ることが定められている（第七三条）。創立期の早い段階で株主に対して利益配分の優遇措置が設けられたことは、旺盛な株式応募へ効果があったものと推定される。資本金変更後の株式配分状況も事務報告には詳しく記載されている。明治期における出資手続きの一端が示されており、興味深い。

株主の状況へ目を移すと、広く県内全域から出資が行われており、所有構造上も山口県を代表する金融機関であったことがわかる。村井家当主である村井市郎は七八株と第三位の株主であるが、その他の株主を見渡しても各郡部の地主層が大部分を占め、そうそうたる顔並びである。例示すれば、明治三十一年の時点で県内郡部に居住する所有地価額一万円以上の地主四九名のうち、二二名が同行の上位株主として確認される。地主の出資者の中には同一郡部で同姓の人物も少なからず見出され、地主・親類間の紐帯による出資が行われたことを推測させる。先ほどの村井家の所得状況をあわせてみても、銀行と地主的蓄積の関連性が再確認される。

また株主の所有株式数は、出資額の各段階において均等な層が複数にわたって存在している。株式の配分にあたって、「共同出資的」に申し合わせがあったことを示唆するものである。定款には「株主ノ議決権八一

株毎二一箇トシ百十株以上八十株ヲ増ス毎二一箇ヲ加フ」（三九条）と大株主の議決権を制限する規定が設けられている。明治期の会社企業にみられる諸特徴を備えていたといえるであろう。一方、株式会社組織なれども定款では「頭取取締役八在任中二生シタル当銀行ノ義務ニ付キ連帯無限ノ責任ヲ負フ、其責任八退任後二箇年ノ満ニ因リテ消滅ス」（二八条）と時限的ながら、機能資本家たちに無限責任を求める規定がみられる。当時の地方における信用制度の深度がうかがえるのではないだろうか。

以上のごとく、村井家文書はさまざまな可能性を秘めた資料群である。先ほども述べたように、山口県の近代経済史研究は端緒にいたばかりである。全国的にみても、地域史研究は重要な論点を含むものとして拡大しつつある。今後とも資料整理を継続していくとともに、同文書を使用した多くの研究が現れることを希望したい。

注

- (1) 伊藤昭弘「資料紹介 地方資産家による関東州塩田経営——『村井家文書』の関東州塩田関係資料に関する覚書——」（『エネルギー史研究』第二二号、二〇〇六年所収）
- (2) 地主名簿に名前が見出される山口県の醸造家（醤油を含む）として、郡濃郡の上原家、玖珂郡の佐川家、神田家、美祢郡の河崎家、厚狭郡の蔵重家、大津郡の山本家などがあげられる。
- (3) 『五町歩以上農地所有者調』（渋谷隆一編、都道府県別資産家地主総覧「山口編」、日本図書センター、一九九八年）所収。
- (4) 山口県知事官房編『山口県治一斑』（二八九九、一九〇〇）。

村井家文書目録

A：酒造業

番号	表題	作成受取	作成年月日	形態	数量
A 1	明治四十年期酒類製造用簿	村井文太	明治40年	冊	1
A 2	明治四十〔卷〕年期酒類製造用簿	村井文太	[明治41年]	冊	1
A 3	明治四十四年期酒類製造用簿	村井文太	明治44年	冊	1
A 4	大正元年期酒類製造用簿	村井文太	大正元年	冊	1
A 5	大正八年当座	村井醇郎本店	大正8年盆～大正10年暮	冊	1
A 6	昭和三酒造年度酒製造帳簿	村井醇郎	昭和3年	冊	1
A 7	昭和四酒造年度酒製造帳簿	村井醇郎	昭和3年	冊	1
A 8	昭和五酒造年度酒製造帳簿	村井醇郎	昭和4年	冊	1
A 9	昭和六酒造年度酒製造帳簿	村井醇郎	昭和5年	冊	1
A 10	昭和七酒造年度酒製造帳簿	村井醇郎	昭和6年	冊	1
A 11	昭和八酒造年度酒製造帳簿	村井醇郎	昭和6年	冊	1
A 12	昭和七酒造年度酒類製造用簿仕込之部	村井醇郎	昭和7年	冊	1
A 13	昭和七酒造年度酒類製造用簿容器異動之部	村井醇郎	昭和7年	冊	1
A 14	清酒蔵出控帳	村井醇郎本店卸部、村井酒造場	昭和5年12月6日～昭和10年5月12日	冊	17
A 15	酒類大売計算帳、清酒蔵出計算帳	村井本店卸部、村井酒造場	昭和4年12月10日～昭和11年1月29日	冊	25
A 16	金銭判取帳	村井酒場営業部	大正14年4月～大正15年3月	冊	1
A 17	給料支払判取帳	村井酒場営業部	大正14年4月～大正15年3月	冊	1
A 18	[帳簿]	[村井酒場]	[大正13年～昭和2年]	冊	1
A 19	製樽元帳	村井醇郎本店	大正15年3月～昭和7年11月	冊	1
A 20	判取帳	村井醇郎本店	昭和2年11月～昭和3年11月	冊	1
A 21	当座帳	[村井本店] 小売部	昭和3年8月～昭和5年1月	冊	1
A 22	当座帳	村井醇郎本店	昭和5年1月～昭和6年5月	冊	1
A 23	容器貸帳	村井酒場	昭和7年3月～昭和8年6月	冊	1
A 24	[帳簿]	[村井酒場]	昭和6年5月～昭和8年2月	冊	1
A 25	昭和四酒造年度醪経過簿	村井醇郎	昭和4年	冊	1
A 26	昭和五酒造年度醪経過簿	村井醇郎	昭和5年	冊	1
A 27	昭和四酒造年度醪経過簿	村井醇郎	昭和7年	冊	1
A 28	貸帳	[村井酒場]	大正3年～大正5年	綴	1
A 29	大正四年八月掛取帳	村井酒場	大正4年8月	綴	1
A 30	判取帳	[村井商店]	昭和2年9月～昭和3年9月	綴	1
A 31	[帳簿]	村井醇郎本店	昭和3年3月～昭和4年3月	綴	1
A 32	糠、小米、空俵売上帳	村井酒店	大正2年	綴	1
A 33	糠、空俵売上帳	村井酒場	昭和5年	綴	1
A 34	大正三年八月掛取帳	村井酒店	大正3年8月	綴	1
A 35	大正四年八月掛取帳	村井酒店	大正4年8月	綴	1
A 36	米集帳	村井酒店	大正2年11月	綴	1
A 37	大正四年一月掛取帳当所	村井酒店	大正4年1月	綴	1
A 38	大正四年一月掛取帳他所	村井酒店	大正4年1月	綴	1
A 39	[御通]	[村井酒店]	明治43年	綴	1
A 40	御通	久野商店 村井様	明治45年5月～大正3年1月	綴	1
A 41	日々計算帳	村井酒店	大正3年	綴	1
A 42	集金帳	村井酒場	大正3年～大正5年	綴	1
A 43	集金帳	村井醇郎本店	昭和6年8月～昭和10年8月	綴	1
A 44	糠空俵売上伝票	村井酒場	昭和6年1月～3月	綴	1
A 45	御通	藤井輝吉瓦斯店 村井酒場	明治45年2月～12月	綴	1
A 46	製造樽控帳	村井酒場製樽部	昭和2年5月～12月	綴	1
A 47	酒御通	村井醇郎本店 伊藤常吉	昭和6年	綴	1
A 48	酒御通	村井醇郎本店 西田	昭和5年	綴	1
A 49	酒御通	村井市郎 浅田源吉	明治40年2月～明治41年1月	綴	1
A 50	酒御通	村井醇郎本店 野村佐助	昭和5年	綴	1
A 51 - 1	麹製造温度表	村井文太	不詳	紙	1
A 51 - 2	[麹製造温度表]	村井文太	不詳	紙	3
A 52	醸造法概略	村井市郎	不詳	冊	1

A	53	清酒製造温度観定法	泉幾太郎	明治25年	冊	1
A	54	清酒検査控簿	[村井酒場]	明治28年	冊	1
A	55	酒類製造用簿	[村井酒場]	[明治]	冊	1
A	56	酒類造石検査控簿	村井市郎	明治23年度	冊	1
A	57	酒靴糖帳	長岡	明治30年	冊	1
A	58	明治廿年度清酒造石高検査控簿	村井市郎	明治20年	冊	1
A	59	明治廿二年度清酒造石高検査控簿	村井市郎	明治22年	冊	1
A	60	醸造私見	大八木正太郎	明治34年 9月	冊	1
A	61	都濃郡酒造営業組合明治三十年 度前期通常会議案	都濃郡酒造営業組合	明治30年	綴	1
A	62	都濃郡酒造営業組合明治三十一年 度前期通常会議案	都濃郡酒造営業組合	明治31年	綴	1
A	63	山口県酒造組合都濃郡支部明治 三十四年度前期通常会議案	山口県酒造組合都濃郡支部	明治34年	綴	1
A	64	麹製造温度表	村井文太	明治20年	綴	1
A	65	酒造桶類石 正実改方控帳	村井市郎	明治 8年 9月	綴	1
A	66	入貨証文貸地券状預り方仕出日 (嘉恵)	村井氏	明治 7年 8月	綴	1
A	67	酒造用支出明細簿	[村井酒場]	不詳	冊	1
A	68	金銭出納帳	[村井酒場]	昭和 3年 3月 ~ 昭和 5年 1月	冊	1
A	69	売掛金月計通知書	[村井酒場]	[昭和 5年 5月 ~ 昭和 7年 2月]	綴	1
A	70	酒造生産費調査月報	[村井酒場]	[大正15年 5月]	綴	1
A	71	卯酒造御検査控	[村井酒場]	明治12年	綴	1
A	72	酒造二関スル照会通信書其他書類綴	村井文太	明治13年	綴	1
A	73	[酒造帳]	村井酒店	[明治33 ~ 35年]	綴	1
A	74	明治廿四年冬造酒石歩合表	村井酒造場	明治24年	紙	1
A	75	温度表	村井文太	明治20年	綴	1
A	76	温度表	村井文太	明治21年	綴	1
A	77	温度表	村井文太	[明治20年代]	綴	1
A	78	温度表	村井文太	[明治20年代]	綴	1
A	79	温度表	村井文太	[明治20年代]	綴	1
A	80	都濃郡酒造営業組合廿八年度前 期通常会議案	都濃郡酒造営業組合	明治28年	綴	1
A	81	醸造家御用品目録	高浜興兵衛商店醸造用達部	明治30年10月	冊	1
A	82	酒造桶類容積早算表	木原白照	[明治18年]	冊	1
A	83	大正六年度酒造米精白帳	村井精米所	大正 6年	冊	1
A	84	造酒搾り器械封緘請書	村井市郎	明治14年 2月 5日	冊	1
A	85	山口県都濃郡酒造組合定款	[都濃郡酒造組合] 発起者	[明治37年]	冊	1
A	86	都濃郡酒造組合明治三十九年度 歳入出予算書	[都濃郡酒造組合]	[明治39年]	紙	1
A	87	売仕切記	阿南栄太郎 村井市郎	明治28年 5月17日	綴	1
A	88	[酒造場改良に関する通達]	徳山税務署長長澤秀 村井文太	明治39年10月27日	綴	1
A	89	酒類税規則便覧	租税局	明治11年11月	冊	1
A	90	[酒造品評会開設に関する決議書]	[酒造組合]	不詳	冊	1
A	91	酒造講習所規則	酒造講習所	明治21年 2月	冊	1
A	92	酒造営業人心得	山口県令原保太郎	明治14年 9月29日	冊	1
A	93	明治廿三年冬造酒石歩合表	村井酒造場	明治23年	紙	1
A	94	容器別蔵出早見表	村井酒造場	昭和 7年 1月 ~ 昭和 9年11月	冊	3
A	95	酒造桶容積早法	村井酒造場	明治18年 1月	冊	1
A	96	酒類現金売上帳	村井酒場	昭和 5年 6月 ~ 昭和 8年12月	冊	4
A	97	[年略本暦]	神宮司庁	明治19年 ~ 38年	冊	13

B : 塩田経営

番号	表題	作成受取	作成年月日	形態	数量	
B	1	原簿	村井塩田	大正 3年	冊	1
B	2	連帯借用金証書	岸田健作、田村亀槌、中村広吉 有田仲蔵	大正 5年 9月19日	紙	2
B	3	覚書	村井市孝	大正 6年10月20日	紙	1

B	4	関東州塩輸入並二売渡許可願	村井市孝 専売局長官嘉納徳三郎	大正7年1月	紙	1
B	5	記		[大正期]	紙	1
B	6	[倉庫料の件]		[大正期]	紙	1
B	7	[関東州塩輸入価格の件]	専売局	大正7年2月28日	紙	1
B	8	関東州塩輸入門司港着掃百斤当計画書		[大正期]	紙	1
B	9	予約書	岸田健作、村井市孝、中村広吉	大正5年9月19日	綴	1
B	10	[塩買入の件]	岸田健作 村井	[大正期] 10月14日	綴	1
B	11	勘定書	松井回漕店 村井市孝	大正7年3月2日	綴	1
B	12	[塩代支払の件]	[鈴木商店] 塩業部 村井市孝	[大正] 7年2月1日	紙	1
B	13	勘定書	松井回漕店 村井市孝	大正6年12月	綴	1
B	14	[塩輸入に関する覚]		大正6年11月30日	紙	1
B	15	[塩輸入に関する覚]		大正7年1月30日	紙	1
B	16	大日本帝国汽船音羽丸船荷証券	船長野村 [芳洲]	大正6年11月25日	紙	1
B	17	[塩業に関する書類綴]	村井市孝	大正3年6月~大正6年10月	綴	1
B	18	[塩輸入・売渡に関する代理人の件]	専売局 村井市孝	大正7年5月4日	紙	2
B	19	[関東州塩輸入及売渡命令書]	専売局長官嘉納徳三郎 村井市孝	大正6年4月2日	綴	1
B	20	[塩品質と輸入取引に関する件]	専売局 村井市孝	大正元年9月27日	綴	1
B	21	[大連取引の件]	大連日清商会支店唐津伊兵衛 櫛ヶ浜日清商会本店村井酒場	[大正期] 2月23日	紙	2
B	22	[船代の件]	岸田健作 荷受人村井市孝、第二長崎丸船長千賀喜久貞	[大正期] 1月26日	紙	1
B	23	[関東州塩特別元売私人指定申請書提出の件]	三田尻専売局下松出張所 村井市孝	大正6年3月15日	紙	1
B	24	[塩特別元売私人指定申請書の件]	三田尻専売局下松出張所 村井市孝	大正7年3月23日	紙	1
B	25	[岸田健作債務の件]	有田仲蔵 中村広吉	大正6年2月	紙	3
B	26	[塩田費用の件]	村井塩田事務所 村井文太	大正元年10月6日	紙、綴	2
B	27	[利子金の件ほか]	有田仲蔵 村田様内澄田新一	大正5年7月20日	紙	3
B	28	[書簡]	鈴木商店門司支店 村井文太	大正元年10月31日	紙	1
B	29	[塩田近況報告]	村井塩田事務所 [岸田健作] 村井文太	大正元年8月11日	紙	1
B	30	[塩製法の件]	村井塩田事務所 [岸田健作] 村井市孝	大正元年9月3日	綴	1
B	31	[堤防修復の件]	村井塩田事務所 村井文太	大正元年8月14日	綴	1
B	32	[塩製法の件]	村井塩田事務所 [岸田健作] 村井市孝	大正元年7月26日	紙	2
B	33	村井塩田財産目録	[村井塩田事務所]	大正5年7月10日	紙	1
B	34	[塩田経営に関する報告]	[村井塩田事務所]	[大正前半期]	紙	2
B	35	[塩田経営に関する覚書]	[村井塩田事務所]	[大正前半期]	紙	1
B	36	関東州塩元売私人指定書	専売局長官嘉納徳三郎 村井市孝	大正6年3月30日	綴	1

C : その他産業

番号	表題	作成受取	作成年月日	形態	数量
C 1-1	殖産商社定款	[防長精米会社]	[明治20年代前半]	冊	1
C 1-2	防長精米会社申合規則	[防長精米会社]	[明治20年代前半]	冊	2
C 1-3	明治廿四年度上半期第六回総勘定報告	防長精米会社 村井市郎	明治24年	綴	1
C 1-4	山陽鉄道会社株主名簿	[山陽鉄道]	明治24年	冊	1
C 1-5	商標松の友	村井市郎醸	[明治20年代]	紙	1
C 1-6	[広告「改良銘酒松乃友」]	村井市郎醸造場	明治21年8月	紙	1
C 1-7	[売払広告「改良銘酒松の友」]	藤井源助	明治22年8月	紙	1
C 1-8	防長精米会社出資額証明書	防長精米合資会社 村井市郎	明治27年	紙	2
C 1-9	[改良銘酒一手販売広告「松の友」]	杉晋作	明治23年7月	紙	1
C 1-10	[吟醸発売広告「松の友」]	村井市郎	明治22年8月	紙	1
C 1-11	明治廿三年度下半期防長精米会社第五回報告	防長精米会社	明治23年	綴	1
C 1-12	当座預金約定書	防長精米会社	明治22年10月30日	冊	1
C 1-13	[株金払込関係書類]	山陽鉄道会社 村井市郎	明治24年9月~12月	紙	6
C 1-14	明治二十二年上半期第三回報告	防長精米会社	明治22年	綴	1
C 1-15	株式申込書	村井市郎 防長精米会社	明治21年10月28日	綴	1
C 1-16	臨時総会開催通知	防長精米会社 村井市郎	明治22年6月5日	紙	1

C 1-17	領収届	防長精米会社 村井市郎	明治24年12月16日	紙	1
C 1-18	記	村井市郎 防長精米会社	明治22年10月	紙	1
C 1-19	記	中村政之 村井市郎	明治21年旧12月14日	紙	1
C 1-20	記	防長精米会社 村井市郎	[明治20年代]	紙	1
C 1-21	記	防長精米会社 村井市郎	明治21年12月11日	紙	1
C 1-22	[預り金勘定ノ儀]	防長精米会社 村井市郎	明治25年 6月15日	紙	2
C 1-23	臨時總會開催通知	防長精米会社 村井市郎	明治22年 8月 1日	紙	1
C 1-24	損益勘定	[防長精米会社]	明治22年	綴	1
C 1-25	[書簡]	防長精米会社 村井市郎	明治22年12月31日	紙	2
C 1-26	[書簡]	防長精米会社 村井市郎	[明治20年代]	紙	1
C 1-27	領収証	防長精米会社 村井市郎	明治22年 6月25日	紙	1
C 1-28	[書簡]	防長精米会社 村井市郎	[明治20年代]	紙	1
C 1-29	定時總會開會通知	防長精米会社 村井市郎	明治22年 7月12日	紙	1
C 1-30	[書簡]	防長精米会社 村井市郎	明治22年 3月 9日	紙	1
C 1-31	第五回實際報告	有限責任共栄社	明治23年	冊	1
C 1-32	[書簡]	防長精米会社 村井市郎	[明治20年代]	紙	2
C 1-33	[書簡]	山陽鉄道会社 村井市郎	明治25年 4月	紙	2
C 1-34	[書簡]	山陽鉄道会社 村井市郎	明治25年 3月	紙	2
C 1-35	[書簡]	山陽鉄道会社 村井市郎	明治24年11月	紙	5
C 1-36	[書簡]	山陽鉄道会社 村井市郎	明治25年 3月	紙	2
C 1-37	大阪毎日新聞附録	大阪毎日新聞	明治24年 1月22日 ~ 3月19日	紙	5
C 1-38	山口女学校仮規則	[山口女学校]	明治20年 8月	冊	1
C 1-39	精米会社関係書類一括	[防長精米会社]	[明治20年代]	紙	4
C 2	防長実業案内第二編	西村一馬	大正 8年12月	冊	1
C 3	第四十八期営業報告書	株式会社百十銀行	大正11年	冊	1
C 4	第八回實際報告	共栄汽船株式会社	明治26年	冊	1
C 5	大阪商船株式会社事業参考書	大阪商船株式会社	大正11年	冊	1
C 6	大阪商船株式会社株主名簿	大阪商船株式会社	大正11年	冊	1
C 7	株式会社下松銀行定款	下松銀行	明治23年	冊	1
C 8	第四十九期営業報告書	株式会社百十銀行	大正11年	冊	1
C 9	山陽鉄道会社第八回報告	山陽鉄道会社	明治24年	冊	1
C 10	山陽鉄道会社株主名簿	山陽鉄道会社	明治25年 9月	冊	1
C 11	山陽鉄道会社第七回報告	山陽鉄道会社	明治23年	冊	1
C 12	山陽鉄道会社第十一回報告	山陽鉄道会社	明治25年	冊	1
C 13	徳山印刷会社第三回報告	徳山印刷	明治23年	冊	1
C 14	徴兵保険規則	徴兵保険株式会社	明治31年	冊	1
C 15	第七回實際報告	有限責任共栄社	明治25年	冊	1
C 16	防長勸業会報第四十四号		明治30年 8月	冊	1
C 17	有限責任共栄社第四回報告同定式總會並臨時總會決議録	有限責任共栄社	明治22年	冊	1
C 18	山口県是製糸株式会社設立趣意書企業目論見書定款	山口県是製糸株式会社	大正12年 8月	冊	1
C 19	大阪商船株式会社株主名簿	大阪商船	大正12年12月	冊	1
C 20	大阪商船株式会社事業参考書	大阪商船	大正12年	冊	1
C 21	第五十一期営業報告書	株式会社百十銀行	大正12年	冊	1
C 22	第十九回半期實際考課状	防長精米合資会社	明治30年	冊	1
C 23	共栄汽船株式会社定款	共栄汽船株式会社	明治26年12月	冊	1
C 24	帝国生命保険株式会社規則	帝国生命保険株式会社	明治26年	冊	1
C 25	帝国生命保険株式会社規則	帝国生命保険株式会社	明治28年	冊	1
C 26	社報第八十一号	第一生命保険相互会社	大正11年	冊	1
C 27	第九回實際報告	共栄汽船株式会社	明治27年	冊	1
C 28	臨時總會議案	共栄社	明治23年	綴	1
C 29	山陽鉄道会社計算書	山陽鉄道会社	明治25年	紙	1
C 30	共栄汽船株式会社定款	共栄汽船株式会社	[明治20年代]	冊	2
C 31	大正六年度第三十四回事業及諸計算報告書	東京火災保険株式会社	大正 7年	冊	1
C 32	日本生命保険株式会社保険規則摘要	日本生命保険株式会社	不詳	紙	1
C 33	明治三十年第二期前半年度事業報告書	帝国生命保険株式会社	明治30年	冊	1

C	34	営業目録	阪上花王園商店	大正7年10月	冊	1
C	35	[防長農工銀行書類一括]	株式会社防長農工銀行	明治30年～37年	綴	1
C	36	第二十一期営業年度営業報告書	株式会社防長農工銀行	明治41年	冊	1
C	37	防長農工銀行十年誌	株式会社防長農工銀行	明治41年5月	冊	1
C	38	第三十六期営業報告書	合資会社下松銀行	明治39年	冊	1
C	39	日本生命保険株式会社保険規則	有限責任日本生命保険会社	[明治21年]	冊	1
C	40	山陽鉄道会社第九回報告	山陽鉄道会社	明治24年	冊	1
C	41	山陽鉄道会社株主名簿	山陽鉄道会社	明治24年9月	冊	1
C	42	山陽鉄道会社株主名簿	山陽鉄道会社	明治25年3月	冊	1
C	43	[株式払込手続に関わる通知]	山陽鉄道会社社長中上川彦次郎	明治24年1月19日	紙	1
C	44	有限責任共栄社定款	共栄社	明治23年9月17日	紙	1
C	45	明治廿三年九月十七日共栄社株主臨時総会決議書	共栄社	明治23年9月17日	紙	3
C	46	別報報告	共栄社	明治23年	冊	1
C	47	株式申込証	記念肥料株式会社創立事務所	明治39年9月15日	紙	2
C	48	魚市場第二回報告書	合資組合関東魚市場	明治29年12月31日	冊	1
C	49	第二十四回営業報告書	株式会社三田尻米取引所	明治41年	冊	1
C	50	全国製産品博覧会受賞人名簿	竹内為次郎 村井文太	不詳	冊	1
C	51	防長信託株式会社創立第二回相談会	防長信託株式会社	大正12年11月	紙	1
C	52	[周陽銀行設立の祝詞]	村井文太	明治32年5月6日	紙	1
C	53	山陽鉄道会社計算書	山陽鉄道会社	不詳	紙	1
C	54	合資会社下松銀行第廿七期貸借対照表	下松銀行	明治34年	綴	1
C	55	有隣生命保険株式会社保険規則	有隣生命保険株式会社	明治30年	冊	1

F：その他諸書類

番号	表題	作成受取	作成年月日	形態	数量	
F	1	証文貸覚帳	村井市孝	明治44年6月～大正9年4月	綴	1
F	2	精米機建築帳	村井文太	大正2年	綴	1
F	3	小間物御通	田村店 村井様	明治22年	綴	1
F	4	掛木送付記	藤村商店 村井様	不詳	綴	1
F	5	宅地料取立帳	村井醇郎	昭和6年	綴	1
F	6	申蔵加調帳	村井醇郎	大正9年	綴	1
F	7	御通	西岡商店、児玉商店、角田商会 他 村井酒場	明治38年	綴	11
F	8	御通	久野商店 村井様	大正14年	綴	1
F	9	御通	永田勝蔵 村井様	大正4年	綴	1
F	10	御通	[松田彦市] 村井清酒場様	昭和5年	綴	1
F	11	御通	角田呉服店 村井様	明治38年2月～明治39年1月	綴	1
F	12	御通	渡部 代吉 村井様	明治22年	綴	1
F	13	西河原田地手作諸入月覚帳	[村井家]	嘉永5年3月～	綴	1
F	14	温品義一工賃金催促一件義入	村井姓 温品義一	明治8年～	紙	12
F	15	西村英三賃金催促方件義入	村井姓 西村英三	明治12年～	紙	11
F	16-1	所得金高届	村井市郎、文太 都濃郡長山田正信	明治20年7月18日	綴	2
F	16-2	所得金高届	村井市郎 都濃郡長山田正信	明治21年4月28日	綴	1
F	16-3	明治二十一年度所得税支出根拠、 所得金高届	村井市郎 都濃郡長山田正信	明治21年4月28日	綴	1
F	16-4	所得金高届、明治二十二年 度所得税支出根拠	村井市郎 都濃郡長山田正信	明治22年	綴	1
F	16-5	所得金高届	村井市郎 都濃郡長山田正信	明治23年4月30日	綴	1
F	16-6	所得金高届	村井市郎 都濃郡長山田正信	明治24年4月20日	綴	1
F	16-7	所得金高届	村井市郎 都濃郡長山田正信	明治24年4月21日	綴	1
F	16-8	所得金高届	村井市郎 都濃郡長山田正信	明治25年5月	綴	1
F	16-9	所得金高届	村井市郎 都濃郡長大田和可也	明治26年5月	綴	1
F	16-10	所得金高届	村井市郎 大和可也	明治27年	綴	1
F	16-11	所得金高届	村井市郎 都濃郡長大田和可也	明治28年	綴	1
F	16-12	所得金高届	村井市郎 都濃郡長大田和可也	明治29年5月	綴	1

F	16 - 13	所得金高届	村井市郎 都濃郡長大田和可也	明治30年 5月	綴	1
F	16 - 14	所得金高届	村井市郎 都濃郡長大田和可也	明治31年	綴	1
F	16 - 15	明治三十一年度所得税届出取調書	[村井市郎]	[明治31年]	紙	1
F	16 - 16	所得金高届追加明細書	[村井市郎]		紙	1
F	16 - 17	二十二年度所得税支出根物	[村井市郎]	[明治22年]	紙	1
F	16 - 18	所得金御届	村井文太 徳山稅務署	明治32年	綴	1
F	16 - 19	[内国勸業博覧会出品に関する覚書]	村井市郎 勸業博覧会山口事務所	明治28年	紙	1
F	16 - 20	積立金、歳出入予算	[村井家]		綴	1
F	16 - 21	[造石税、酒造費用に関する覚書]	[村井家]		紙	1
F	16 - 22	[造石税、酒造費用に関する覚書]	[村井家]		紙	1
F	16 - 23	所得金高明細書	[村井家]		紙	1
F	16 - 24	試算表	[村井家]		紙	1
F	16 - 25	所得税証明書	都濃郡長山田正信 村井市郎	明治22年 7月30日	紙	1
F	16 - 26	所得金高届内調	[村井家]		紙	1
F	16 - 27	予算書	[村井家]		綴	1
F	16 - 28	所得税関係書類一括	[村井家]		紙	14
F	17	山口県特設電話番号簿	広島郵便局	大正 7年 7月	冊	1
F	18	神道弁論	山口県兩全教社	明治甲申 4月30日	冊	1
F	19	公債証書利賦金請方萬控	村井市郎	明治 8年12月 ~	綴	1
F	20 - 1	起業公債引受方申込証書	村井市郎 三井銀行	明治11年	紙	5
F	20 - 2	起業公債証書発行条例	中丸木忠正	明治11年	冊	1
F	20 - 3	起業公債申込高報告	山口県公債掛	明治11年	綴	1
F	20 - 4	起業公債応募増額減却方公告	山口県公債掛	明治11年10月17日	綴	1
F	20 - 5	東京日日新聞附録	[東京日日新聞]	明治11年 9月15日	紙	1
F	20 - 6	起業公債募金額人名一覧表	文昌堂出版	明治11年 6月	紙	2
F	20 - 7	起業公債募金額人名一覧表	文昌堂出版	明治11年 7月	紙	1
F	20 - 8	東京日日新聞附録	[東京日日新聞]	明治12年 5月30日	綴	1
F	20 - 9	起業公債募集公文・起業公債証書得失問答	五代友厚、中野梧一	明治11年	綴	1
F	20 - 10	起業公債証書利子金受渡の通知	山口県令関口隆吉	明治12年11月25日	綴	1
F	21 - 1	当座預金勘定証明	第一百国立銀行 村井市郎	明治19年 6月15日	紙	1
F	21 - 2	当座勘定証明	第一百国立銀行 村井市郎	明治18年12月15日	紙	2
F	21 - 3	当座預金勘定証明	第一百国立銀行 村井市郎	明治19年10月 1日	紙	3
F	21 - 4	当座勘定証明	第一百国立銀行 村井市郎	明治19年12月15日	紙	2
F	21 - 5	当座勘定証明	第一百国立銀行 村井市郎	明治21年12月15日	紙	4
F	21 - 6	当座貸越金金の件	第一百国立銀行 村井市郎	[明治20年前後]	紙	1
F	21 - 7	当座預金勘定証明	第一百国立銀行 村井市郎	明治20年 9月30日	紙	2
F	21 - 8	貸越利子の件	第一百国立銀行 村井市郎	[明治20年代前後]	紙	1
F	21 - 9	当座勘定証明	第一百国立銀行 村井市郎	明治21年 6月15日	紙	2
F	21 - 10	当座勘定証明	第一百国立銀行 村井市郎	明治20年 3月31日	紙	2
F	21 - 11	当座預金約定証書	第一百国立銀行 村井市郎	明治19年 9月25日	冊	1
F	21 - 12	当座預金勘定	第一百国立銀行 村井市郎	明治18年 9月31日	紙	7
F	21 - 13	当座預金に関する委任状	村井市郎 第一百国立銀行	明治18年 1月 4日	紙	7
F	21 - 14	当座預金勘定証明	第一百国立銀行 村井市郎	明治18年 6月15日	紙	4
F	21 - 15	当座貸越金の件	第一百国立銀行 村井市郎	明治21年11月30日	紙	1
F	21 - 16	当座預金勘定証明	第一百国立銀行 村井市郎	明治20年 6月15日	紙	1
F	21 - 17	当座勘定証明	第一百国立銀行 村井市郎	明治19年 3月31日	紙	1
F	21 - 18	金利請取証明	村井市郎 第一百国立銀行	明治18年 5月20日	綴	2
F	21 - 19	[貯金関係一括]		[明治20年前後]	紙	6
F	22	承諾書	岸田市平 村井市孝	大正 5年 9月19日	紙	1
F	23	保障義務御依頼二付誓約書	岸田市平 中村広吉	大正 5年 9月19日	綴	1
F	24	頼母子証書	岸田市平 村井市郎、椎木良左衛門	明治17年申 1月	綴	1
F	25	[都濃郡所得税調査員に関する書類]	村井文太	明治32年	冊子	1
F	26	防長倶楽部書類入	村井氏	明治21年11月	冊、綴、紙	6
F	27	[明治三十八年度前期課税決議書]	都濃郡大華村	明治38年	冊子	1
F	28	明治三十年度前期地方税戸数割賦課等差議案決議書		明治30年	冊子	1

F	29	[遠石八幡宮に関する書類綴]	[村井市郎]	明治10年～26年	冊、紙	13
F	30	主意書	[遠石八幡宮]	明治17年9月	冊	1
F	31	[遠石八幡宮規約]	[遠石八幡宮]	[明治17年]	冊	1
F	32	修繕費二開スル議案	[遠石八幡宮]	[明治25年]	綴、紙	2
F	33	明治廿二年度氏神遠石八幡宮経費金及営業修繕費明細表	[遠石八幡宮]	明治22年	綴	1
F	34	保存費金徴収二開スル議案	[遠石八幡宮]	[明治25年]	綴	1
F	35	明治廿五年度遠石八幡宮常年費支出予算表	[遠石八幡宮]	明治25年	紙	4
F	36	土地丈量取調二開スル書類綴込	村井市郎	[明治17年]	冊	1
F	37	明治廿九年度前期地方税戸数割賦課等差議案書		明治29年	冊	3
F	38	[土地売買、賃借に関する契約書類]	村井醇郎	昭和24年	綴、紙	6
F	39-1	非特別地価修正事件	村井市郎	明治24年1月～4月	綴	1
F	39-2	非特別地価修正事件書類入	村井市郎	明治24年5月～	綴	1
F	39-3	特別地価修正案二対スル山口県請願書寫	古谷新作外 9万6834人 中島信行	明治24年3月5日	冊	1
F	39-4	地価軽減及び地価修正調査表		[明治25年]	紙	1
F	39-5	[地価修正に関わる葉書]	[非特別地価修正有志者] 村井市郎	明治25年5月	綴、紙	2
F	39 6 1	地価修正調査手続		[明治25年]	冊	3
F	39 6 2	地租改正評論	金子雄一、秋田松之助	明治24年2月	冊	1
F	39 6 3	[地価修正に関わる請願]		[明治25年]	紙	1
F	39 6 4	[修正地価一覧]		[明治25年]	紙	1
F	39 6 5	[修正地価に関わる書簡]		[明治25年]	紙	5
F	40	官有林野御払下ノ義出願二付意見書	高松喜兵衛 原保太郎	明治15年12月17日	綴	1
F	41	明治二十八年度前期地方税中営業税雑種年税賦課等差議案決議書		明治28年	綴	2
F	42	明治二十八年度前期地方税戸数割及廿七年度追加戸数割賦課等差議案決議書		明治28年	綴	1
F	43	明治二十八年度前期地方税配付漁業税賦課等差議案決議書		明治28年	綴	1
F	44	[明治二十八年度歳入出追加予算表変更の件]		明治28年	紙	2
F	45	明治廿九年度前期地方税中営業税雑種年税賦課等差議案決議書		明治29年	綴	1
F	46	太華村明治二十九年歳出予算追加変更表		明治29年	綴	1
F	47	都濃郡太華村明治廿九年度村税徴収規則		明治29年	紙	7
F	48	山口県都濃郡太華村明治廿八年度歳入出総計予算		明治28年	綴	2
F	49	山口県都濃郡太華村明治廿七年度歳出予算追加		明治27年	紙	1
F	50	[村会議員改選ノ義に関する名簿]		[明治20年代後半]	紙	1
F	51	明治廿六年度都濃南北農区防長米改良組合経費收支精算報告書		明治27年	紙	1
F	52	明治廿八年度都濃郡南北農区防長米改良組合経費收支予算算定書		明治28年	綴	1
F	53	山口県都濃郡笠戸島孝女故正浦まさ石碑建設費寄付芳名録	武弘宜路、田中準一 古澤滋	明治33年9月	冊	1
F	54	大正十二年度太華尋常高等小学校経営要項	伊藤駿馬	大正12年	綴	1
F	55	公債証書年別金取下げ記	村井市郎	明治7年8月19日	綴	2
F	56	山口県下公債証書取扱心得	[山口県]	明治10年～15年	綴	1
F	57	[私立防長教育会に関する書類一括]	村井市郎	明治17年～20年	冊、綴、紙	6

資料一

整理番号…F一六一一

表題…所得金高届

作成…村井市郎

受取…都濃郡長大田和可也

作成年月日…明治二八年

形態…綴

所得金高届

都濃郡長 大多和可也殿

所得金高明細書

一金 拾五円 整理公債證書利子

一金 參拾五円 防長精米会社利益配当金

一金 壹百円 貸附金利子壹千參百円へ対スル利子

都濃郡久米村

一金 參百七拾三円九拾七錢三厘

但田四反六畝^町反六畝歩小作米所得

壹反歩收種米壹石五斗二升 壹石二付七円替

一金 貳拾七円 但小作麦其他畑地所得

外金五拾七円九拾壹錢四厘 地租

二拾円拾五錢四厘 村税并二地方税地租割共二

貳拾五円 雜費

小以金 壹百三円六錢八厘

都濃郡太華村

一金 壹百四拾三円八拾三錢三厘 田畑五町七反四畝歩小作米所得

但字奈切二於テ虫害甚シ收種大二減ス

壹反歩收種五斗〇四九 壹石二付七円替

外金貳拾八円九拾貳錢 地租

拾円九錢三厘 村税、地方税地租割共二

貳拾円 雜費

小以金五拾九円壹錢三厘

都濃郡末武村

一金 貳百四拾四円三拾六錢六厘 田畑貳町八反八畝小作米所得

但壹反二付壹石五斗四升 壹石二付七円替

右之通候也

都濃郡太華村

明治廿八年 月 日 村井市郎

外金三拾四円拾五銭七厘 地租

拾壹円九拾貳銭 村税、地方税共二

拾円 雑費

小以金六拾六円七銭七厘

都濃郡富田村

一金壹百四拾四円六拾銭六厘 田町壹反式畝拾七步小作米所得

但壹反歩二付壹石貳斗余 壹石二付七円替

外金拾三円四拾六銭五厘 地租

四円六拾九銭九厘 村税、地方税

五円 雑費

小以金貳拾三円拾六銭四厘

都濃郡久保村

一金五拾三円四銭三厘 田町貳反式畝貳拾貳步小作米所得

但壹反歩二付七斗壹升貳合 壹石二付七円替

外金三円五拾七銭五厘 地租

壹円貳拾四銭七厘 村税、地方税

三円 雑費

小以金七円八拾貳銭貳厘

都濃郡徳山村

一金拾貳円七拾五銭九厘 田二反六畝六步小作米所得

但壹反歩二付七斗八升 壹石二付七円替

外金八拾銭九厘 地租

貳拾八銭貳厘 村税、地方税

五拾銭 雑費

小以金壹円五拾九銭壹厘

一金四百八拾四円拾三銭九厘

但酒造場所得

外金貳千六拾八円四拾九銭貳厘

造石税免許料共二

金貳千八百七拾三円三拾九銭四厘

仕込米原価

薪炭油代

金壹百拾円

金九拾円

金五拾円

金八拾五円

金六百六拾円

金七拾八円

金貳百八拾壹円

金壹百八拾貳円三拾七銭六厘

但火入、洗、桶共二

小以金六千五百五拾八円七拾六銭貳厘

蔵人給料

同上食料

店入給料

同上食料

火入減

精米并二運送費共二

雑費并二器械差「繕」卜毛

所得

計金 壹千六百四拾六円四拾四銭四厘

右之通二候也

都濃郡大華村

明治廿八年 月 日 村井市郎

都濃郡長 大多和可也 殿

資料一

整理番号…C三五

表 題…「防長農工銀行書類一括」

作 成…株式会社防長農工銀行

作成年月日…明治三〇年（三七年

形 態…綴

明治二十年十一月七日認可

株式会社防長農工銀行定款

(縦19cm × 横14cm)

定款変更（明治三十一年三月十六日認可）

- 一 第四條 二項支店ノ下ニ「出張所」ノ三字ヲ加フ
- 一 第六條 四十万円ヲ「六拾万円」ニ万株ヲ「三万株」トシ、同條第二項六千六百六十六株ヲ「九千七百十九株」トス
- 一 第七條 拾万円ヲ「拾五万円」トス
- 一 第十條 二左ノ但書ヲ加フ
但シ營業区域外ニ移転シタルモノ、相続ハ此限ニアラス
- 一 第四十條 第二項ヲ削除ス
- 一 第七十三條 第七十四條中六千六百六十六株トアルヲ總テ「九千七百拾九株」トス

正誤

- 第七條 但ノ下「其」ヲ加フ
- 第三十九條 百十株ハ「百一株」ノ誤
- 第四十條 第二項受クルノ下「ノ」ヲ加フ
- 第四十三條（代理人）共ハ（代理人共）ノ誤
- 第五十二條 抵当物ニシテノ下「二」ハ愆
- 第六十九條 株券ノ下「主」ハ愆

株式会社防長農工銀行定款

- 第一章 總則
- 第一條 當銀行ハ明治二十九年法律第八十三号農工銀行法ニ依リ設立シ、株式会社防長農工銀行ト称ス
- 第二條 當銀行ハ農業工業ノ改良発達ノ為、資本ヲ貸付スルヲ以テ目的トス
- 第三條 當銀行ハ山口県管轄内ヲ以テ、營業区域ト定ム
- 第四條 當銀行ハ本店ヲ山口県吉敷郡山口町ニ設置ス
當銀行ハ營業ノ都合ニ依リ當銀行營業区域内便宜ノ地ニ支店、若クハ代理店ヲ設置シ、又ハ株式会社日本勸業銀行ノ代理店トナルコトアルベシ
- 第五條 當銀行ノ存立期間ハ設立免許ノ日ヨリ五十箇年トス

第二章 資本金及株式

- 第六條 當銀行ノ資本金ハ四拾万円トシ、之ヲ二万株ニ分チ一株ヲ式拾円トス
但五株、十株、五十株若クハ百株ヲ合セテ一通ノ株券ヲ作ルコトヲ得
- 第七條 農工銀行補助法ニ依リ、山口県ノ引受クル株式ハ六千六百六十六株トス
資本金第一回ノ払込金額ハ總額ノ四分の一即チ拾万円（一株ニ付五円）トシ、設立免許ヲ得タルトキ速ニ之ヲ払込ムベキモノトス、但払込ノ期日ハ少ナクトモ十四日前ニ取締役ヨリ各株主ニ通知スヘシ
第二回以後ノ払込ノ期節及ヒ方法ハ、當銀行ノ都合ニ依リ取締役会ニ於テ之ヲ定ム、但払込金額ハ一回毎ニ株五円ヨリ多カラサルモノトス、其払込期日ハ二箇月以前ニ各株主ニ通知スヘシ
前二項ノ通知ニハ払込ヲ怠リタル為メ株主ノ被ムルヘキ損失ヲ併示スルヲ要ス
- 第八條 株主若シ株金ノ払込ヲ怠リタルトキ八商法ノ規定ニ依リ処分スヘシ、但遲延利息ハ滞納金ニ対シ払込期日ノ翌日ヨリ現入金ノ日迄百円ニ付日歩三錢ノ割合ヲ以テ徴収シ、違約金ハ滞納金ノ百分ノ三以内ノ割合ヲ以テ取締役会ニ於テ定ムル所ニ依リ之ヲ徴ス
- 第九條 株主第一回ノ払込ヲ為シタルトキ八領收證書ヲ交付シ、追テ登記ヲ受ケタルトキ之ヲ仮株券ト引換、悉皆払込ヲ了シタルトキ仮株券ト引換ニ本株券ヲ交付スヘシ
仮株券及本株券ノ様式ハ
- 第十條 當銀行ノ株式ハ當銀行營業区域内ニ原籍及住所ヲ有スル者、又ハ營業区域内ノ県郡市町村ニアラサレハ買受ケ、又ハ譲受クルコトヲ得サルモノトス
- 第十一條 當銀行ノ株式売買譲与ノ場合ニ於テハ其證書ヲ作り、之ニ当事者双方連署シ株券及七買受人又ハ譲受人ノ戸籍証明書ヲ添ヘテ當銀行ニ差出スヘキモノトス
當銀行ハ当事者双方ヲシテ株券裏面ニ署名捺印セシメ、頭取之ニ證印シ帳簿記入ノ手續ヲ了シタル上、之ヲ還付スヘシ
- 第十二條 相続若シクハ遺贈ニ依リテ當銀行ノ株式ヲ取得シタル者、又ハ氏名ヲ変更シタル株主ハ、正式ノ證明書ヲ添ヘテ名義書換ヲ請求スヘシ
當銀行ハ前條ノ例ニ依リ書換ヲ為スモノトス
- 第十三條 當銀行ノ株券災害ニ罹リ滅失シタル時ハ、株主ハ其事由並金額番号ヲ詳記シ當銀行ノ満足スル二名以上ノ保証人ヲ立テ、當銀行ニ届出テ新株式ノ交付ヲ請求スヘシ

前項ノ請求ヲ受ケ證據判明ナルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ、其證據判明ナラサルモノハ總テ紛失ノ例ニ依ル

第十四條 當銀行ノ株券ヲ紛失シ若クハ盜取セラレタルトキハ株主ハ金額、番号ヲ詳記シ、其旨ヲ當銀行ニ届出テ新株券ノ交付ヲ請求スヘシ

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ直ニ新聞紙ニ請求人ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ、一箇月ヲ経タル後當銀行ノ満足スル二名以上ノ保證人ヲ立テシメ、新株券ヲ交付スヘシ

前項ノ期間内ニ於テ請求人該株券ヲ発見シタルトキハ直ニ當銀行ニ届出ツヘシ、當銀行ハ前項ノ例ニ依リ其旨ヲ公告スルモノトス

第十五條 紛失若クハ盜取ノ届出アリタル株券ニ閉シ故障ノ申立ヲ為ス者アルトキハ、當銀行ハ管轄裁判所ノ判決ニ依ルニアラサレハ新株券ヲ交付セサルヘシ

第十六條 株券汚染又ハ毀損シタルトキハ、株主ハ其事由ヲ詳記シ、其株券ヲ添ヘ當銀行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ其株券ヲ審査シ真正ナリト認ムルトキ、當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ、其真正ナルコトヲ鑑別シ難キモノハ紛失ノ例ニ依ル

第十七條 當銀行ノ株券名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付キ五錢、新株券交付ノ場合ニ於テハ式拾錢ノ手数料ヲ徴スヘシ

第十八條 當銀行ハ通常株主總會前一箇月以内株式ノ売買譲与ヲ停止ス、但此ノ場合ニ於テハ予メ新聞紙ヲ以テ其旨ヲ公告スヘシ

第三章 役員及取締役会

第一節 役員

第十九條 當銀行ニ取締役五名監査役三名ヲ置ク

第二十條 取締役八株主總會ニ於テ三十株以上ヲ所収スル株主中ヨリ之ヲ選舉スルモノトス、其任期ハ三箇年トシ満期ニ至リ再選スルコトヲ得

取締役ハ事務取締役一名ヲ互選シ之ヲ頭取トス

第二十一條 監査役ハ株主總會ニ於テ二十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選舉スルモノトス、其任期ハ二箇年トシ満期ニ至リ再選スルコトヲ得

第二十二條 取締役ハ其所有ニ係ル當銀行ノ株券各三十株ヲ在任中當銀行ニ預ケルヘシ、其株券ハ封印ノ上之ヲ當銀行ニ保管シ、其預リ證書ニハ融通ヲ禁スル旨ヲ明記ス

ヘシ

前項ノ株券ハ本人退職スト雖、其期ニ属スル決算報告株主總會ノ承認ヲ得タル後ニアラサレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス

第二十三條 取締役又ハ監査役ニ欠員ヲ生シタルトキハ頭取ハ直ニ臨時株主總會ヲ召集シ補欠選舉ヲ行フヘシ、其補欠員ハ前任者ノ残任期ヲ継グモノトス、但前任者法定ノ最少人員ニ不足セザルトキハ補欠選舉ハ次ノ株主總會マテ延期スルコトヲ得

第二十四條 頭取ノ職務権限ハ左ノ如シ

一 頭取ハ當銀行ヲ代表ス

二 頭取ハ支配役以下使用人ヲ進退黜陟ス

三 其他定款ニ於テ定ムル職務権限

第二十五條 頭取疾病其他ノ事故アルトキハ他ノ取締役ニ於テ其事務ヲ代理スルコトアルヘシ

第二十六條 監査役ノ職務権限ハ左ノ如シ

一 監査役ハ取締役会ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得、但可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

二 監査役ハ農工債券ニ検印シ、農工債券ノ抽選及ヒ消却ノ際之ニ立会フコトヲ得ス

三 其他商法ニ規定セル職務権限

第二十七條 頭取ハ在職中他ノ銀行、若クハ会社ノ役員トナルコトヲ得ス

第二十八條 頭取取締役ハ在任中ニ生シタル當銀行ノ義務ニ付キ連帶無限ノ責任ヲ負フ、其責任ハ退任後二箇年ノ満リテ消滅ス

第二十九條 頭取取締役監査役ノ給料又ハ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 當銀行ノ役員及ヒ使用人ハ、如何ナル場合ニ於テモ當銀行ヨリ借入金ヲ為スコトヲ得ス

第三十一條 取締役会

第三十二條 取締役会ハ頭取ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十三條 取締役会ハ頭取ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ何時ニテモ之ヲ開クモノトス

取締役会ハ八頭取ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ何時ニテモ之ヲ開クモノトス

議事ハ多數ヲ以テ決ス、可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十三條 取締役会ニ於テ決議スヘキ事項ハ概ネ左ノ如シ

議事ハ多數ヲ以テ決ス、可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

議事ハ多數ヲ以テ決ス、可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

一 貸出規則 不動産価格鑑定規則、農工債券規則及内規

二 支店出張所ノ設置廃止及ヒ其諸規則並ニ他店トノ諸約定

三 營業上必要ナル建築及ヒ地所建物ノ買入又ハ借入

四 農工債券ノ発行高、利子歩合償還及ヒ借換ノ方法、其他農工債券ニ関スル重要ノ事項

五 營業報告財産目録、貸借対照表、利益金ノ分配案其他株主總會ノ決議ニ付ス

ヘキ事項

六 右ノ外法律命令ニ依リ認可申請ヲ要スル事項、又ハ特ニ此定款ニ於テ定メタルモノ、及ヒ頭取ニ於テ決議ヲ必要ト認ムル事項

第三十四條 取締役會ニ於テ議決シタル事項ハ議事録ニ記載シ、出席員之ニ署名捺印スヘシ

第四章 株主總會

第三十五條 通常株主總會ハ毎年一月七月ノ両度ニ之ヲ開クモノトス、但其日時、場所及

ヒ議事ノ項目ハ少ナクトモ開會七日前ニ頭取ヨリ之ヲ各株主ヘ通知スヘシ

第三十六條 通常株主總會ニ於テハ、主トシテ前期ノ諸計算報告及ヒ配当金分配案ヲ議決

スルモノトス

第三十七條 臨時株主總會ハ取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認ムルトキ、若クハ總株金ノ

五分ノ一以上ニ当ル株主ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ請求スルトキ臨時ニ之ヲ開クモノトス、其日時、場所及ヒ議事ノ項目ハ少ナクトモ開會七日前ニ頭取又ハ監査役

ヨリ各株主ニ通知スヘシ

前項ノ株主ヨリ請求ヲ受ケタルトキハ、頭取八十日以内ニ召集ノ手續ヲ為スヘシ

第三十八條 株主總會ノ議長ハ頭取之ニ任ス、但臨時株主總會ノ場合ニ於テハ株主中ヨリ

臨時之ヲ選任スルコトヲ得

第三十九條 株主ノ議決権ハ一株毎ニ一箇トシ、百十株以上八十株ヲ増ス毎ニ一箇ヲ加フ

第四十條 株主ハ代理人ヲシテ株主總會ニ出席シ議決権ヲ行ハシムルコトヲ得、其代理人

ハ法定代理人又ハ当銀行ノ株主タル者ニ限ル、但当銀行ノ役員及ヒ使用人ハ代理人タルコトヲ得サルモノトス

前項株主力代理委任ヲ受ケル場合ニ於テハ、三十人以上ノ代理ヲ為スコトヲ得ス

第四十一條 株主ノ代理人トシテ株主總會ニ出席シ議決権ヲ行ハムトスル者ハ、委任状ヲ

持參スルヲ要ス

第四十二條 株主ハ株主總會ノ當日會議ヲ開ク前ニ出席名簿ニ署名捺印シ、代理人タル者

ハ其旨ヲ記シテ署名捺印スヘシ

第四十三條 株主總會ノ議事ハ總株金三分ノ一以上ニ当ル株主（代理人）共出席シ其議決

権ノ過半数ニ依テ議決ヲ為ス、但定款ノ変更及ヒ任意解散ノ議決ニ付テハ商法ノ

規定ニ依ル

議長ハ自己ノ議決権ノ外、尚可否同數ナル場合ニ於テ之ヲ決スルノ権ヲ有ス

第四十四條 株主總會ニ於テ出席株主其定數ニ滿タサルトキハ、商法第五百十二條ニ規定

セル決議ノ方法ニ依ル

第四十五條 株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ議事録ニ記載シ、議長、取締役及ヒ監

査役之ニ署名捺印スヘシ

出席名簿ハ議長、取締役及ヒ監査役署名捺印シタル上議事録ニ附綴スヘシ

第五章 營業

第四十六條 當銀行ノ營業ハ左ノ如シ

一 三十個年以内ニ於テ、年賦償還ノ方法ニ依リ、不動産ヲ抵当トシテ貸付ヲ為スコト

二 五個年以内ニ於テ、定期償還ノ方法ニ依リ、不動産ヲ抵当トシテ貸付ヲ為スコト

三 市町村其他法律ヲ以テ組織セル公共団体ニ対シ、無抵当貸付ヲ為スコト

四 二十人以上ノ農工業者申合せ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキ、五個年以内ニ

於テ、定期償還ノ方法ニ依リ無抵当貸付ヲ為スコト

五 定期預り金、又ハ地金銀有価證券ノ保護預りヲ為スコト

第四十七條 當銀行ハ如何ナル場合ト雖、農工銀行法第七條ニ記載シタル目的ノ外一切貸

付ヲ為サス、又左ニ掲グル不動産ヲ抵当トシテ貸付スルコトナシ

一 明治十七年第七号布告地租條例第四條ニ該當スル土地

二 学校、社寺、病院、劇場其他共同ノ用ニ供スル建物及ヒ其敷地

三 農工業用ニアラサル宅地

四 鉱坑、石坑、池沼、鉱泉地

五 入会地

六 數人共有ノ不動産、但共有者一同承諾ノ上其全所有權ヲ抵当トスルモノハ此

限ニアラス

第四十八條 當銀行ニ於テ不動産ヲ抵当トシテ貸付ヲ為サムトスルトキハ、該不動産ノ価格 借入金使用ノ目的等ヲ鑑定調査シタル上貸付契約ヲ締結スヘシ、其貸付契約書ハ成ルヘク公正證書タルヲ要ス

當銀行ニ於テ抵当物ノ鑑定ヲ為ストキハ、之ニ必要ナル費用ハ契約ノ成否ニ拘ハラス請求人ノ負担タルヘキ旨ヲ約定スヘシ

第四十九條 農工銀行法第八條但書ノ場合ニ於テ前負債ヲ償還スヘキ金額ハ、借主ニ交付セズ之ヲ其償還ニ充ツヘシ

第五十條 當銀行ニ於テ抵当トシテ徵スル建物ノ保険ハ、總テ當銀行ニ於テ確実ナリト認ル保險会社ノ保険タルヲ要シ、其保険料ハ當銀行ヲ經テ支払ヒ保險契約ハ貸付期限内継続セシムルヲ要ス

貸付期限内保險契約継続セラレサルトキハ、當銀行ハ償還期限前ト雖、貸付金全部ノ償還ヲ請求スルコトアルヘシ

第五十一條 借主ニ於テ當銀行ノ承諾ヲ得シテ抵当物ノ現形ヲ変シ、又ハ其所有權ニ異動ヲ生セシメタルトキハ、當銀行ハ償還期限前ト雖、貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトアルヘシ

第五十二條 借主借用金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキハ、其請求ニ依リ當銀行ハ遞次其割合ニ応シテ抵当物ノ一部ヲ解除スヘシ、若シ其抵当物ニシテニ當銀行ニ於テ分割シ難キモノト認ムルトキハ、全額償還ニ至ラサレハ之ヲ解除セス

第五十三條 抵当不動産ノ一部解除ヲ為スニ当テハ、當銀行ニ抵当トナリタル不動産ノ残余力當銀行ノ鑑定上償還未済年賦金ニ對シテ担保トナルヤ否ヤヲ確定セシ上ニ於テ之ヲ承諾スヘシ、但鑑定ニ必要ナル費用ハ借主ヨリ徵スルモノトス

第五十四條 二十人以上ノ農工業者申合連帯責任ヲ以テ借入ヲ申込ミタルトキハ、連帯者ノ資力信用及ヒ事業ノ性質ヲ調査シタル上貸付契約ヲ締結スヘシ、其貸付契約書ハ公正證書タルヲ要ス

第五十五條 當銀行ハ市町村其他法律ヲ以テ組織セル公共団体ヲ除クノ外、同一借主ニ對シ當銀行ノ払込資本金ノ百分ノ五ヲ超過スル金額ヲ貸付スルコトナシ

第五十六條 當銀行各種貸付金ノ利率ハ、大蔵大臣ノ認可ヲ經タル最高歩合ノ範圍内ニ於テ、貸付年限ノ長短及ヒ事業ノ性質ニ依リ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十七條 年賦金ハ毎年二回二分チ六月、十二月ニ之ヲ納メシムルモノトス

第五十八條 借主ニ於テ年賦金、定期償還金又ハ其利子ノ払込ニ付キ期日(期限前償還ヲ

要求スル場合ニ於テハ當銀行ノ指定スル期日)ヲ怠リタルトキハ、払込期日ノ翌日ヨリ現入金ノ日マテ其金額ニ對シ百円ニ付日歩三錢以内ノ遅延利息ヲ徵シ、且ツ之ト同額ノ違約金ヲ徵スルモノトス

天災又ハ避クヘカサル事故ニ依リ払込ムコト能ハサルトキハ、前項ノ違約金ヲ徵セズ

第五十九條 償還期限前二年賦償還貸付金ノ全額又ハ其幾分ヲ払戻ス場合ニハ、當銀行ハ払戻金高百分ノ二以内ニ於テ取締役会ノ定ムル所ノ手数料ヲ徵ス、天災又ハ避クヘカサル事故ニ因リ、若クハ農工銀行法第十九條ニ依テ期限前払戻ヲ要求スル場合ハ此限ニアラス

第六十條 借主ニ於テ其借受ケタル資金ヲ契約以外ニ使用シ、當銀行ニ於テ不利ナリト認ムルトキハ其貸付金ノ償還ヲ要求スルコトアルヘシ、其使用農工銀行法第七條ノ目的外ニ涉ルトキハ直ニ其貸付金ノ償還ヲ要求スルモノトス

第六十一條 定期預り金ノ利息、及ヒ地金銀有価證券ノ保護預り手数料ノ割合ハ取締役会ニ於テ之ヲ定ム

第六十二條 當銀行ニ於テハ營業ノ都合ニ依リ山口県歳入歳出金出納ノ委託ニ応スルコトアルヘシ

第六十三條 當銀行ニ於テ營業上余裕金アルトキハ、一時各種ノ國債證券、地方債券ヲ買入レ又ハ他ノ銀行ニ預ケ金ヲ為スモノトス

第六章 農工債券

第六十四條 當銀行ヨリ発行スル農工債券ハ券面金額ヲ五十円トシ記名利札付トス

第六十五條 農工債券ノ発行高ハ払込資本金高ノ五倍ヲ限リトス、又其発行現高八年賦償還貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス、但借換ノ為メ低利ノ債券ヲ発行スル場合ハ此限ニアラス

第六十六條 農工債券ノ利子ハ毎年二回発行ノ時定メタル月ニ於テ、前六個月分ヲ利札引換ニ仕払フヘシ

利子計算法ハ元金払込ノ時ニシテ月ノ十五日以前ニアルモノハ下半箇月分ヨリ、月ノ十六日以後ニアルモノハ翌月分ヨリ之ヲ付シ、元金償還ノ時ニ於テハ其前月マテ月割ヲ以テ計算スルモノトス

第六十七條 農工債券ノ償還ニ付キテハ一箇年以上五箇年以内ニ於テ据置年限ヲ定ムヘシ

農工債券ノ償還期限八箇置年限經過後三十箇年以内トシ、年賦償還貸付金ノ償還高二応シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第六十八條 農工債券ノ発行及ヒ償還ノ場合ニ於テ之ニ必要ナル事項ハ、予メ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第六十九條 農工債券若シクハ其利札ニシテ汚染、毀損、滅失、紛失又ハ盜取セラレ他売買譲与等ノ為メ名義書換ヲ為シ、又ハ新債券ノ再渡ヲ請求スルトキハ、總テ第十一條乃至第十七條ニ規定セル株券主ノ例ニ依ル

第七章 計算及諸報告

第七十條 當銀行ノ營業年度八毎年一月ヨリ六月マテ及ヒ七月ヨリ十二月マテトシ、各年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算シ農工債券決算書、財産目録、貸借対照表、營業報告書及ヒ利益分配案ヲ作り、監査役ノ檢視ヲ受ケ之ヲ通常株主總會ニ提出スヘシ

第七十一條 諸勘定ノ決算ヲ為スニハ總益金中ヨリ經費利息及ヒ損失ヲ引去リ、其残額ヲ以テ利益金ト為スヘシ

第七十二條 利益金八左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

- 一 純益金百分ノ八以上 損失補填準備金
- 二 純益金百分ノ二以上 配当平均準備金
- 三 右二項ノ金額ヲ引去リ、其残額ノ内ヨリ払込資本金ニ対シ年百分ノ五ノ割合ヲ以テ第一配当金ト為スヘシ
- 四 右三項ヲ引去リ、其内ヨリ利益金ノ百分ノ十以内ヲ重役賞与金トシテ引去リ、尚残額アルトキハ之ヲ第一配当金トシテ株主ニ配当シ又ハ後期繰越金ト為スヘシ

第七十三條 當銀行創業ノ初季ヨリ十箇年間ハ、前條ノ規定ニ依ラス左ノ如ク利益金ヲ処理スヘシ

創業ノ初季ヨリ五箇年間ハ、山口県ノ持株六千六百六十六株ニ対スル配当金八悉皆他ノ株式ニ対スル配当金ニ加フルモノトス
前項ノ期限後尚五箇年間ハ、山口県ノ持株六千六百六十六株ニ対スル配当金八悉皆當銀行ノ準備金ニ繰入ルヘシ
以上二期ノ計算方法左ノ如シ

前五箇年間ハ利益金ヨリ法定ノ準備金ヲ引去リ、其残額ヲ各株式ニ対シ平等ニ配当金ヲ算出シタル後、山口県持株六千六百六十六ニ対スル配当金八悉皆他ノ株式ニ対スル配当金ニ加へ年百分ノ五ノ割合ヲ以テ第一配当金ト為シ、其残額ヨリ純益金ノ百分ノ十以内ヲ重役賞与金トシテ引去リ、尚残額アルトキハ其残額ヲ第二配当金トシテ各株式（山口県持株六千六百六十六株ヲ除ク）ニ配当シ、又ハ後期繰越金ト為スヘシ

後五箇年間ハ利益金ヨリ法定ノ準備金ヲ引去リ、其残額ヲ各株式ニ対シ平等ニ配当金ヲ算出シタル後、山口県持株六千六百六十六株ニ対スル配当金ノ十分ノ八八損失補填準備金、二十分ノ二八配当平均準備金ニ繰入ルヘシ、他ノ株式ニ対スル配当金並ニ重役賞与金等ノ分配方法ハ總テ前項ニ同シ

第七十四條 損失補填準備金ハ、損失ニ因リ資本金力欠損ヲ生シタルトキ之ヲ補充スルノ用ニ供ス

第七十五條 配当金八每期ノ決算報告株主總會ノ承認ヲ得タル後、大蔵大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ払渡スヘシ、但其日限ハ取締役ニ於テ之ヲ議決シ各株主ニ通知スルモノトス

第八章 雜則
第七十六條 當銀行ノ營業時間八毎日午前九時ヨリ午後第三時マテトス、但營業ノ都合ニ依リ其時間ヲ増加スルコトアルベシ

休業日ハ大祭日、祝日及ヒ日曜日（又ハ其他營業地ニ行ハル、定例ノ休日）二限ル、但臨時必要アル場合ニ於テハ予メ地方長官ニ届出テ、且新聞紙ニ公告シタル上休業ヲ為スコトアルベシ

第七十七條 當銀行ノ印章ハ左ノ如シ

株式会社
防長農工
銀行之印

第七十八條 此定款ヲ変更セムトスルトキハ、株主總會ノ決議ヲ經テ大蔵大臣ノ認可ヲ請フベシ

株式会社防長農工銀行事務報告

明治三十年十月八日生等山口県農工銀行設立委員二任定サラレ、同月廿六日山口県知事ノ招集ニ依リ事務開始以來前後五回ノ設立委員ヲ開キ、当度創業總會ヲ開催スルニ至ル迄ノ事務功程概要左ノ通りナリ

- 一 十月廿六日県知事ヨリ設立事務取扱ニ關スル命令書ヲ受領ス
- 一 同日委員ノ互撰ヲ以吉田醇一ヲ協議會長トセリ
- 一 十月廿七日資本金額ヲ四拾万円ト定メ、山口県引受株ノ決定ヲ山口県知事へ申請ス
- 一 同日創業費予算ヲ式千五百万円ト定ム
- 一 同日常務委員五名ヲ互撰ス其氏名左ノ如シ
吉田醇一 雜賀敬二郎 瀧口吉良 世良徳壽 国光雅一
- 一 十一月二日山口県知事ノ認可ヲ得テ設立事務所ヲ山口県庁構内ニ設ケ之ヲ公告シタリ
- 一 同月十日山口県引受株六千六百六十六ト決定ノ指令アリタリ
- 一 同月廿九日山口県知事ヲ經テ定款認可申請出テ大蔵大臣ニ進達シ、十二月七日付ヲ以テ其認可ヲ得タリ
- 一 十二月二十一日株主募集廣告ノ件山口県知事へ申請シ、同月廿三日付ヲ以テ其認可ヲ得タリ
- 一 三十一年三月五日設立委員吉田醇一ヲ設立委員長ニ推薦ス
- 一 同日資本金ヲ六拾万円ニ増額シ、同月六日更ニ山口県引受株ノ決定ヲ山口県知事へ申請ス
- 一 同日定款中資本金ニ關スル廉及ヒ不備ノ点ヲ変更シ、同月六日山口県知事ヲ經テ大蔵大臣へ認可申請書ヲ進達シ、同月十六日付ヲ以テ其認可ヲ得之ヲ公告シタリ
- 一 同月廿五日山口県引受株九千七百十九ト決定ノ指令アリタリ
- 一 株主募集願末左ノ如シ

第一 株主募集公告ハ防長長周ノニ新聞紙ヲシテ、明治三十一年一月廿八日ヨリ二月十日迄ノ間ニ於テ七日間掲載セシメタリ

第二 株式申込ノ結果ハ總申込株數參万一千參百九拾六株、其人八千九百參拾五人ニシテ募集株ニ対シ殆ント三倍弱ノ多キニ達セリ、是ヲ以テ資本金四拾万円ノ募集株數一萬參千參百參拾四株ニテ八株主募集規定ニ於テ定メタル法人ニ式拾株以下、各個人二三株以下ノ先取株ヲモ配當スルコト能ハサル以外ノ好況ヲ呈シ、遂ニ資本金ヲ増額セサルヘカラサルニ至リタリ、而シテ資本金六拾万円ニ對スル株式申込締切結果ハ左記ニ表ノ如シ

一 株式申込及配當明細表
一 株主一覽表

第三 増資ノ件ニ就テハ三月十七日ヨリ三日間防長、長周、馬關毎日、防長実業ノ四新聞ヘ株式申込人中増資ニ對シ異存アルモノハ三月廿三日迄ニ取消方ヲ申出ツヘキ旨ヲ公告シタルニ、取消ヲ申出タル者僅カニ三人ニシテ内二人ハ一部取消ナリ

第四 株式申込ヲ整理スル為メニ設備セル簿書ハ左ノ如シ
一 株式申込登録簿
但申込書ノ到達毎ニ登録スルモノ

第五 株式配當方法ニ就テ株主募集規定ニ於テ明記モサルモノハ左ノ如ク処理シタリ
一 株主募集規定第七項ニ依リ設立委員ニ於テ処分スヘキ按分比例配當ノ結果トシテ生シタル剩余株八百五拾五株アリ、之ヲ個人四株以上法人二十一株以上ノ申込者總人員千四百七人へ抽籤ヲ以テ一株配當シタリ

- 二 同一人ニシテ二枚以上ノ株式申込書ヲ出タセル向ハ、之ヲ合算シテ株式ヲ配當シタリ
- 三 公法人ノ代表者ニシテ大字若クハ小字管理者又ハ特種ノ財産管理者タル資格ヲ以テ申込ミタルモノハ、農工銀行法ニ觸ル、モノトシテ之ヲ処理シタリ
- 四 町村内ノ一部落ノ總代名義ヲ以テ申込ミタルモノハ、農工銀行法ニ觸ル、モノトシテ之ヲ処理シタリ
- 五 二人以上共同ノ性質ヲ以テ申込ミタルモノハ、商法ニ觸ル、モノトシテ之ヲ処理シタリ

六 其他公法人又八個人ノ申込ニアラサルモノハ、農工銀行法ニ觸ル、モノトシテ之ヲ処理シタリ

第六 株式申込ノ無効トナリシモノ左ノ如シ

- 一 山口県管轄内ニ原籍ヲ有セサルモノ參人（三十株）
- 二 山口県管轄内ニ住所ヲ有セサルモノ參人（十一株）
- 三 公法人ノ代表者ニシテ大字管理者タル資格ヲ以テセルモノ一人參大字（十株）
- 四 公法人ノ代表者ニシテ小字管理者タル資格ヲ以テセルモノ一人（一株）
- 五 公法人ノ代表者ニシテ特種ノ財産管理者タル資格ヲ以テセルモノ一人（八株）
- 六 町村内ニ部落ノ總代名義ヲ以テセルモノ三拾四人（九十三株）
- 七 二人以上共同ノ性質ヲ以テセルモノ參人（六株）
- 八 其他公法人又八個人ノ申込ニアテサルモノ八一人（三十株）

第七 株式申込證拠金總高一万五千六百九拾八円八第百十国立銀行山口支店へ当座預ケ金トナシタリ

第八 株式申込無効又ハ全部取消ニ係ルモノ、証拠金總高一百拾九万円五拾錢八当初取扱ヒタル株式申込所ヨリ払戻サシメ、株式申込一部取消ニ係ルモノ、証拠金八第一回株金払込ニ充用ノ為メ預リ置キタリ

第九 個人四株以上法人二十一株以上ノ申込ニシテ募入確定株数ニ於テ申込株ト異動ヲ生シタルモノハ、株式申込人ニ募入確定株数通知書ヲ發シ株式申込書ヲ更正セシメタリ

- 一 三月三十日付ヲ以テ創業總會ノ招集ヲ株式申込人へ通知ス
- 一 創業費ノ決算額ハ株式申込証拠金ヲ以テ支弁シタリ、尤モ株式申込証拠金現入前ノ經費ハ常務委員吉田醇一、雜賀敬二郎、世良徳壽ノ三名名義ニテ第百十国立銀行山口支店ヨリ前後三回二借入レタル金額千貳百円ヲ以テ支弁シ置キ、三月八日右借入金元利息皆株式申込証拠金ヲ以テ返済シタリ
- 一 設立事務所ニ於テハ勝間田好治、国光駒三郎ニ書記ヲ命シ筆生ヲ備入レ庶務ニ従事セシメタリ

右報告ス

明治三十一年四月二十日

山口県農工銀行設立委員

吉田醇一

世良徳壽
神田友二
国光雅一
武弘宜路
貞永恭一
木梨信一
笠井順八
雜賀敬二郎
豊永長吉
来島信與
磯部孝一
瀧口吉良
伊藤房次郎

株式会社防長農工銀行創業費

一金貳千參百參拾六円九拾八錢一厘

創業費總額

内訳

金一千九百六拾貳円參拾參錢一厘	決算額
金七百貳拾四円	委員旅費日当
金四百四拾貳円	常務委員滞在日当
金百七拾九円參拾五錢	書記筆生給
金五拾五円九拾一錢	書記旅費
金拾七円貳拾五錢	小使給
金五拾貳円貳拾貳錢貳厘	雜給
金拾一円八拾五錢	備品費
金貳拾貳円五錢六厘	消耗品費

金百九拾五円四拾八銭六厘

金四拾五円四拾四銭

金參拾七円參拾五銭

金百円

金參拾五円九拾參銭七厘

金四拾五円七拾八銭

金參百七拾四円六拾五銭

金貳百四拾五円貳拾五銭

金六拾參円貳拾銭

金六円五拾銭

金一円

金五円

金貳百五拾銭

金六円

金貳拾円

金貳拾銭

金拾五円

金拾円

印刷費

公告費

通信費

手数料

借入金利息

雜費

予定額

委員旅費日当

書紀筆生給

小使給

雜給

消耗品費

印刷費

公告料

通信費

手数料

創業總會費

予備費

貞永恭一

木梨信一

笠井順八

豐永長吉

雜賀敬二郎

來島信與

磯部孝一

瀧口吉良

伊藤房次郎

株式会社防長農工銀行株主一覽表

個人ノ部

株 人員

百拾四株 一人

九十五株 一人

七拾八株 六人

七拾七株 一人

拾九株 五人

四拾株 十一人

三拾九株 九人

三拾貳株 三人

三拾一株 一人

二拾八株 四人

株 人員

二拾五株 六人

二拾四株 五人

一 創業費八明治三十年十月廿六日設立事務開始以來明治三十一年四月十九日迄ニ支払済ノ分ヲ決算額トシ同日迄ニ支払未済ノ分及同月二十日以降ニ於テ要スル經費ヲ予定額トス但五月十五日迄ニ設立免許ヲ取得締役ヘ事務引渡ヲ結了シ得ルノ見込ナリ

一 予定額ノ各費目ハ必要ニ依リ彼此流用シ得ルモノトス

右承認ヲ求ム

山口県農工銀行設立委員

- 吉田醇一
- 世良徳壽
- 神田友二
- 国光雅一
- 武弘宜路

株数	都市町村名	氏名	株数	都市町村名	氏名
二十株以上ノ株主八左ノ如シ					
二拾一株	都濃郡 末武北村	堀濟三	二拾一株	同郡 小郡村	古林重治郎
二拾株	都濃郡 末武北村	堀濟三	七拾株	同郡 大道村	上田寧二
十七株	都濃郡 末武北村	小田伴輔	五九	大島郡 蒲野村	世良徳壽
十六株	都濃郡 末武北村	上原権蔵	五九	熊毛郡 岩田村	国光雅一
十四株	都濃郡 末武北村	堀英之助	五九	都濃郡 徳山村	石田利兵衛
拾參株	同郡 同村	村井市郎	五九	同郡 豊井村	山田武一
拾貳株	同郡 太華村	時政梅吉	五九	阿武郡 明木村	瀧口吉良
拾一株	佐波郡 中関村	吉富簡一	四〇	都濃郡 末武北村	武弘亘路
株	吉敷郡 矢原朝田村		四〇	佐波郡 中関村	山根壯太
拾株			四〇	同郡 同村	山根全二
九株			四〇	同郡 三田尻村	貞永恭一
八株			四〇	吉敷郡 上宇野令村	木梨信一
七株			四〇	同郡 井関村	鈴木幹夫
六株			四〇	厚狭郡 船木村	蔵重豊蔵
五株			四〇	豊浦郡 長府村	山縣宗一
四株			四〇	阿武郡 萩町	熊谷万吉
三株			四〇	同郡 同町	大岡與右衛門
二株			三九	赤間関市	秋元吉蔵
一株			三九	玖珂郡 柳井津村	神田友二
			三九	熊毛郡 岩田村	国光佐一
			三九	佐波郡 富海村	清水郁蔵
			三九	吉敷郡 秋穂村	藤田夕牛
			三九	厚狭郡 船木村	蔵重久兵衛
			三九	同郡 須恵村	笠井順八
			三九	豊浦郡 豊東村	雑賀敬二郎
			三九	美祢郡 西厚保村	来島信與
			三九	赤間関市	伊藤房次郎
			三二	都濃郡 徳山村	野村恒造
			三二	同郡 末武南村	林永太
			三二	佐波郡 中関村	道中雄三

三二	吉敷郡 秋穂村	藤田仁右衛門	二二	同郡 和田村	松田忠治
二八	都濃郡 太華村	富永経之介	二二	吉敷郡 秋穂二島村	山尾市太郎
二八	同郡 同村	国廣八助	二二	同郡 平川村	石津吉郎
二八	吉敷郡 下宇野令村	神代増作	二二	厚狭郡 船木村	縄田藤介
二八	大津郡 菱海村	宮川保輔	二二	豊浦郡 清末村	田村文伸
二五	都濃郡 豊井村	内野仙太郎	二二	美祢郡 西厚保村	森清蔵
二五	佐波郡 三田尻村	氏家楨介	二二	大津郡 向津具村	斉藤正三郎
二五	同郡 同村	橋本五郎右衛門	二二	阿武郡 字田郷村	金子秀蔵
二五	同郡 同村	林英吉	二二	赤間関市	永積安兵衛
二五	佐波郡 三田尻村	福田正二	二二	同市	土井重吉
二五	同郡 同村	古谷熊三	二二	同市	河村安蔵
二四	同郡 中関村	脇本弥兵衛	二二	同市	早野重右衛門
二四	同郡 和田村	田原清平	二〇	大島郡 久賀村	舛井五郎左衛門
二四	厚狭郡 宇部村	紀藤閑之介	二〇	玖珂郡 麻里布村	三吉文輔
二四	大津郡 三隅村	磯部孝一	二〇	同郡 鳴門村	岩政憲貞
二四	赤間関村	松尾寅三	二〇	同郡 同村	星出等忠
二二	大島郡 小松志佐村	近藤慶一	二〇	熊毛郡 平生村	中島富太郎
二二	玖珂郡 玖珂村	重弘武助	二〇	同郡 同村	小野本隆之祐
二二	同郡 麻里布村	昇地市太郎	二〇	同郡 島田村	原田知定
二二	熊毛郡 三輪村	坂本迂作	二〇	都濃郡 徳山村	中原佑
二二	同郡 光井村	市川精造	二〇	佐波郡 華城村	古谷新作
二二	同郡 三丘村	坂本貞三	二〇	佐波郡 同村	山内文次郎
二二	同郡 平生村	小野本九一	二〇	同郡 中関村	脇本謙作
二二	都濃郡 末武北村	近藤満	二〇	同郡 同村	有富茂作
二二	同郡 同村	堀新治	二〇	同郡 三田尻村	五十君悦三
二二	佐波郡 佐波村	小野国太郎	二〇	同郡 佐波村	白石民之助
二二	同郡 中関村	貞永清亮	二〇	吉敷郡 山口町	安部猪之介
二二	同郡 同村	有富助一	二〇	同郡 下宇野令村	美祢龍彦
二二	同郡 華城村	福田八五郎	二〇	同郡 秋穂村	藤田新太郎
二二	同郡 出雲村	山本蕩平	二〇	同郡 秋穂二島村	光富鶴松

